

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和三年八月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町三〇六番一
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町五八番ほか二筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町五八二番一ほか三筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町一〇九番一
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町三〇八番一ほか四筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町一三六番ほか一筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町一四一番ほか四筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町七五番一ほか三筆
株式会社農園いち八	高市郡明日香村	天理市櫛本町五四番

二 認可年月日

令和三年八月十一日